

## 平成21年度第1回東久留米市社会福祉審議会議事録

### 1 日 時

平成22年1月28日（木）午後7時12分～午後9時20分

### 2 場 所

市役所7階 703会議室

### 3 出席者

〔審議会委員〕

川村委員、加藤委員、當麻委員、福地委員、磯部委員、大西委員、貞廣委員

松永委員

〔事務局〕

田中福祉保健部長、鷺池子ども家庭部長、田中健康課長、相川障害福祉課長

内野介護福祉課長、小島福祉総務課長、井口子育て支援課長

鈴木社会福祉協議会事務局長

事務局： 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成21年度第1回東久留米市社会福祉審議会を開催させていただきます。

私は、委員の皆様から会長が互選により選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます。事務局の福祉総務課長小島と申します。よろしくお願いいたします。

開催前に申しわけございません、私どもの福祉保健部長のほうから一言ごあいさつがあります。よろしくお願いいたします。

事務局： 福祉保健部長の田中でございます。

本日はお忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の開催に当たりまして、前市長であります野崎市長名で皆様にご案内を差し上げたところでございますが、もう既に皆様もご案内のことかと思っておりますが1月20日をもちまして、新たな市長が就任されております。馬場新市長でございますが、新しい市長のもと新たな市政がスタートしたという

ころでございます。本来であれば、皆様にごあいさつを申し上げるところで  
ございますが、就任早々ということで公務の関係が、ちょっとスケジュール  
が難しかったものですから、本日は失礼をさせていただいておりますが、市  
長より皆様にはご審議のほどよろしくお願いを申し上げるということで伝言  
を言づかっております。恐縮でございますが、よろしくご理解をお願いした  
いと思います。

会議のほうは、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひますので、ど  
うぞよろしくお願ひ申し上げます。

事務局： それでは、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会は  
委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。  
本日は、矢花委員、大黒委員、有賀委員から所要のため欠席というご連絡  
をいただきました。石橋委員と當麻委員については、おくれて出席という  
ことでございます。

委員12名中8名の方が出席されていますので会議は成立しているという  
ことをご報告させていただきます。

自己紹介につきましては、昨年の委嘱式のときにさせていただきましたので  
今回は省略をさせていただきます。

続きまして、審議会を開催するにあたりまして、会議運営上の事項につい  
て確認させていただきます。

本会議は、条例上特段規定はありませんが、従前より公開となっております。  
今回についても、公開することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： なしということで、公開とさせていただき、傍聴者がいれば入っていただ  
くということにさせていただきます。

また、会議録を作成する都合上、録音並びに速記者が同席しておりますの  
で、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、本日配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日、お手元に配付いたしました資料は、平成21年度第1回東久留米市  
社会福祉審議会次第、東久留米市社会福祉審議会委員名簿、東久留米市社会  
福祉審議会条例、東久留米市社会福祉審議会(第1回)質問票、何枚かつづ

りのものがございます。東久留米市地域福祉計画前期5カ年進捗状況調査表、最後に市町村地域包括ケア推進事業資料の6点です。

なお、東久留米市地域福祉計画前期5カ年進捗状況調査表については、事前に郵送しお届けしておりますが、その後社会福祉協議会より修正の申し出があり、一部修正したものをお手元にお配りしております。修正部分については、アンダーラインでお示ししてあります。すべてそろっておりますでしょうか。

続きまして、議題1、会長及び副会長の選出についてです。

東久留米市社会福祉審議会条例第5条の規定により、会長及び副会長は委員が互選するとなっております。どなたか立候補される方いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

それでは、どなたか御推薦の方いらっしゃいますか。

委員： 会長に川村委員、副会長に矢花委員を御推薦いたします。

事務局： ただ今、会長に川村委員、副会長に矢花委員の御推薦をいただきましたが、ほかに御推薦の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

事務局： いらっしゃらないようですので、ここでお諮りいたします。

川村委員を会長に、矢花委員を副会長にすることに對し、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： 御異議がないようですので、皆様方の拍手をもって御承認願います。(拍手)

それでは、会長、副会長が選出されましたので、今からの進行を会長にお願いしたいと存じます。川村委員は会長席のほうへ移動をお願いいたします。

それから、矢花委員につきましては、先ほど電話で確認させていただき、もし御推薦があればということでお話をして、御了承を得ておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それではお願いします。

会長： 皆さん、こんばんは。ただ今、会長に御推薦いただいた武蔵野大学の川村で

す。前回の社会福祉審議会と同様、会長ということで、またまた大変な役割を仰せつかったわけですが、きょう本当は矢花委員もお見えのはずで、矢花委員は副会長ということですが、きょう見えないということですので、私1人です。議事進行、よろしく御協力お願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして、あらかじめ皆様方のほうに事務局から今回の審議会開催の趣旨についてお話がありましたように、次第の2をごらんいただきますと、東久留米市地域福祉計画前期5カ年の進捗状況についてということが今回の審議会の審議になっています。ただ今、資料の確認もしていただきましたので、東久留米市地域福祉計画前期5カ年の進捗状況について、事務局で御説明をお願いしたいと思います。

事務局： 東久留米市の地域福祉計画前期5カ年の進捗状況でございます。全項目、新規等も含めさせていただき、149項目でございます。事前に、メール、郵送等でお配りして、皆様方には一通り目は通されていると思いますが……

委員： 前回いただいた変更の部分を、もう一度ページ数をおっしゃっていただい  
たほうがいいんじゃないかと思えます。

会長： そうですね。社会福祉協議会の関係で一部修正等があったというのがありましたので、そこを最初に確認させていただきませんか。

事務局： 社会福祉協議会の事務局長をやっております鈴木と申します。よろしく  
お願いいたします。

それでは、社会福祉協議会のほうから差しかえをした部分、ページ数でい  
うとたくさんございまして、ナンバーのほうでお話をさせていただきたいと  
思えます。

ナンバー7です。1-2-1、苦情解決への対応（福祉オンブズの会等）  
というふうになっております。その変更部分につきましては、課題点、今  
後の方向性等、これにつきまして社協のほうのコメントといたしまして、東  
久留米福祉オンブズの会が継続実施という形の中で変更させていただきたい  
と思っております。

続いて、よろしいでしょうか。結構ございまして、ちょっと早口になるか  
もしれませんがよろしくお願いいたします。

ナンバー34、ページ数でいきますと、6ページ。これの2-1-5、障

害者の段階的自立援助の充実《重点事業》というふうになっております。これの課題点、今後の方向性というところでございます。市のほうとしては、継続して充実を図る。社協のほうの関係につきまして、社会福祉法人森の会が継続実施をしているということでございます。前のですと廃止という書き方をしていたのですが、移管という形で継続実施をしているということでございます。

続きまして、37番でございます。2-1-5、日常生活用具、補装具の給付等の拡充と利便性の向上というところでございます。実施主体が市と社協、それから民間ということでございます。

それから、112番です。ページ数が19ページということでございます。4-3-1、家族間交流の促進です。変更点につきましては、実施主体が市と市民で、社協を抜かさせていただいております。備考のほうにつきまして、社協、ひとり親家庭リフレッシュ事業（親子体験学習）は、参加者減少により平成17年度終了ということでの形になっています。よろしく願いをいたします。

それから、次のページ、115番、4-3-2、福祉イベントへの参加促進というところでは、この変更点につきましては、課題点、今後の方向性等でございます。これにつきまして、事務所移転、参加団体の減少などから開催困難となったというふうに訂正をお願いいたします。

続きまして、121番、5-1-1、地域福祉情報誌「かがやき」の充実、これにつきましては、変更点は課題点、今後の方向性というところでございます。廃止という部分もあったんですが、社協だより、ホームページ、会員情報誌を充実というふうに変えさせていただきたいと思っております。

続きまして、127番、ページ数でいきますと22ページということになります。5-1-2、児童・生徒によるボランティア活動の促進というところでございます。備考欄の変更でございます。東京都社会福祉協議会児童・生徒のボランティア活動普及事業の廃止に伴い、平成17年度より停止。調査表ナンバー125、126で対応ということでございます。

続きまして、130番でございます。5-2-1、ボランティア活動への財政的支援の充実、これにつきまして変更点は、課題点、今後の方向性等の欄

でございます。まず、ボランティア活動補助金、平成17年度廃止ということになりまして、社協、補助金の見直しにより新設した「創意と工夫による地域福祉活動補助金」に統合したということです。あと備考のほうですが、ボランティア保険助成につきましては、平成16年度に廃止になっているということでございます。

それから、同じページの133番でございます。5-2-2、NPOの育成というところでございます。ここの変更点は、課題点、今後の方向性等というところで、社協の部分でございます。NPO団体の実態把握とあわせ、積極的に支援すべき市民活動団体の整理、再構築というところの変更をお願いしております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

随分、社会福祉協議会の関係については、その後の修正ということで、今ご説明いただきました。この点について、まず委員の皆さん何か御質問ありましたらお願いします。

委 員： 私、福祉総務課のほうにファクスを、私ごとで遅くなってしまって届いたのでしょうか、オンブズの会のことに関して質問をしたんですけれども、昨年4月より法人化した……その前に質問状の中に私入ってなかったものですから、今質問いたします。質問状の質問趣旨と回答の中に入っておりませんでしたので、オンブズの会について。私ぱっと見たのですけれども、入っておりませんでしたので。

会 長： 8ページのところに委員のお名前がないということですね。この質問は8ページのところでしょう。

委 員： ごめんなさいね。ありましたね。見落としました。きのう送ったものですから、ひよっとしたらと思ってすみません。

事務局： 進捗状況調査表というのをお配りさせていただき、皆さんに御質問を事前にいただきました。18の質問がございまして、本来ですと会議の前に文書でお渡しすればよろしかったのですが、ちょっと時間がないもので、本日お渡しして、この18問について、質問等を含め御回答をしていきたいと思っております。

今、委員のほうからもありましたように、その内容は全部ここに記載させていただきます。それで今日説明できたらと思っております。

委員： 見落としました。申しわけございません。

会長： 事務局は大変な作業ですのできょうに至ったというわけです。では、この件よろしいですね。

委員： はい、結構です。

会長： 社協関係のお話で、ほかの委員も含めて何か御質問ありましたら。

また、お気づきがあったらということで、最初から進めたいと思います。

今、事務局からお話がありましたように149の事業について、5年間の事務局サイドの評価の結果ということで示されて、皆さんの中から御質問があれば、事前に事務局のほうにお話ししていただいて、まとめたものがこの資料ということになるわけです。

この進め方ですけれども149あるわけです。御質問いただいた項目が18事業ありますので、順番にやっていくのが本来の形かもしれませんが、質問があった18を中心にやっていくのか、順番にやっていくとしても、きょう1回で全部やってしまうのか、それは結果を見ないとわかりませんが、進め方ですね、何かいいお知恵、御提案があれば、あるいは事務局でも腹案等あればお伺いしたいのですけれども。事務局が一番御苦労されているわけだから、審議の御要望というかお考えがあるかと思うのです。どうぞ。

事務局： できましたら、事前に御質問いただいたものに対して、今日、ペーパーで御用意させていただきました。それを順次御説明、回答させていただければと。皆さんも質問は初めてだと思いますので、所管課のほうも今日そろっておりますので、質問内容だとか回答、あわせて説明できたらと思っております。

会長： いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

委員： その前に、福祉計画の前期5カ年ということで、東久留米市の地域福祉計画が今後どのように推移するのかという全体像を1回教えていただいて、その中の現時点はどういう位置づけになっているのかというのを教えていただくと、自分が今どこに立っているのかが見えてくるので、ぜひそこら辺教えていただきたいと思います。

会 長： ありがとうございます。確かに、おっしゃるとおり、そういう視点に立った上で我々の今のスタンスを確認して、過去の5年間について見ていくということが、大事だと思いますので、全体のアウトラインなり、東久留米市地域福祉計画の今後の進め方とかありよう、それをお話しした上で、今回の審議会の役割を御説明いただけますか。

事務局： 平成16年度に、東久留米市地域福祉計画第二次改訂版ということで、社会福祉審議会のほうで検討し、作成していただきました。それで、平成17年度から平成26年度の10年間の計画でございます。そのうち、平成17年度から平成21年度を前期、それから平成22年度から平成26年度を後期という位置づけをさせていただき、今回前期の平成21年度が終わりますので、ここで検証、評価をしよう。各所管課で、前期の進捗状況、課題点、今後の方向性等記載させていただき、皆様方に御意見等お伺いできればと。

それで、委員の中からはいろいろな御意見が出ると思います。今後後半の5年間をこのままでいくのか、それとも大きく方向転換するのか、はたまた新政権になりましたので、これがどのように変わるかちょっと先の見えないところもございましてご意見をいただければと思っております。

会 長： 各委員、いかがですか、そういう御答弁ですけれども。

委 員： そうすると、日程的にはまだまだ決まっていないということになるんですよね。

会 長： 日程というのは、今回は前期ですよ。後期は22年度から26年度の残り5年ですよ。ここの日程という意味ですか。

委 員： そうですね。これは一応10年間。

会 長： そうです。10年間で前半の17年から21年度の5年間の結果の評価ですよ。それを受けて、22年から26年の後半の部分で、計画そのものの見直しがあるかどうか、あるいはそのまま継続かというお話です。

委 員： それが、ここの場である程度決まっていくという認識でよろしいんですか。

事務局： 事務局としましては、とりあえず前期部分をチェックしていただいて、後半の部分をこのまま計画どおりいくのか、多少の方向修正で済むのか、今後、新政権の動向によってもうちょっと前倒しになるか、その辺も最終的には御意見としていただければと思います。

委員： そうすると、きょうで終わりではなくというのがあるのですか。それは、委員の中でもうちょっと継続して検討したほうが良いという意見があれば、継続して話し合いもできるということですか。

事務局： 5年の進捗というところでは、きょう1日というのは大変無理な作業でございますので、もう一度お願いしたいというふうに考えております。

そこで、前半の5年の評価を見ていただきまして、委員皆様から御意見をいただきたい。例えば、制度がいろいろ変わっていますので、実態と合わないから早めに改定をしたほうが良いというような御意見が出るのか、あるいは具体的なところは個別の計画もありますので、その中でやっていくというような御意見が出るのか、そういった御意見をいただいて、私どもも見直しに入るのか、あるいはこのままいくのかというところを決めていきたいというふうに考えております。

会長： よろしゅうございますか。

委員： いろいろ御質問もあるのはわかるんですけども、僕は簡単に言えば、新政権ができたのですから、これは旧政権のものなんです。そのものをどうするかなんて議論することがナンセンスだと僕は思います。だから、前期の5年間でどこまでやったかという、これはみんなと共通して認識する必要があると思います。だけど、後期の分は今この場でどうしようかなんて議論すること自体がナンセンスと僕は思うんです。

新政権の市長からこうやりたいというのを聞かせてもらいたいというのが、むだな作業でなくなると思います。これだけの方の人件費というのはすごいです。それをかけてやってみても、ころっと変わったらどうします、会長の立場なくなるじゃないですか。僕ははっきりしたほうが良いと思います。後半のことは、今ここで触れる必要はありません。前半でどうなったかというのを2回に分けて、事務局のほうから説明をしていただいて、何がまずかったのか、これからどうしたらいいのかというのは良いと思うんです。という感覚です。

会長： ありがとうございます。この件について、事務局のお考えはいかがですか。

事務局： まず、前半5年の評価というところの御報告をさせていただきたいと思

ます。それで、皆さんに協議をしていただきまして、その中で今おっしゃったような御意見もおありになるでしょうし、全部の事業が全部、様変わりするということもありませんので、その辺も含めていろいろな御意見をいただきたいと思っております。

会 長： 委員、よろしゅうございますか。

委 員： 100%いいとは思っておりませんので、今はお互いにみんな暗中模索のところがあるじゃないですか。せつかく、委員の皆さんから質問されているのに、これについて懇切丁寧に説明をしていただいて、まずそれが先決だろうと思います。後のことは考えないでいいと思います。

会 長： 過去5年間ですね。ありがとうございます。

委 員： 私は、どこから入っていかうかと考えたときに、決算累計額というのを添付していただいたんですが、その決算累計額の中の一番金額の多いところから入っていったらいかがでしょうかと思いました。

会 長： 進め方についてですね。まずお金のところですね。

委 員： はい。そこが一番今財政難ということも聞いていますし、その辺から入って行って。

委 員： 今、お金の話もあつたんですが、新しい政権ができて政策のポイントをどこに置くかによって、財政状況も、がらっと変わると思うんです。民生費としての重みづけを新政権がどうするかによって、福祉政策がかなり変わると思いますので、委員がおっしゃいましたように、過去のものをきちんと反省することは一つの役目だと思うんです。早い時期に、市長が福祉政策をどうするかを発表し私どもに聞かせていただいて、また我々の考え方を聞いていただくというような機会をつくっていただければありがたいと思います。

委 員： きょう残念でしたね、お聞きしたいと思っていたのに。

会 長： この点について、きょう新市長お見えじゃないんですが、今の時点での事務局の受けとめ方、お考えをちょっとお伺いしたいと思います。

事務局： これから3月の議会が始まるわけですが、そこでの施政方針の中に一定のものが入ってくるだろうというふうに思っております。

ただ、我々としても具体的などころまで、市長とお話をする時間が、まだなかなかとれる状況にございませんので、そこまで行ってないんですが、今

御提案の市長との懇談といいたいまいしょうか、意見交換といいたいまいしょうか、それ  
もどこかの時点で設定はしたいというふうに思いますが、先ほども言いまし  
たように、まだ就任早々でいろいろな公務が錯綜しておりまして、日程の確  
保が非常に難しい状況でございますので、それはちょっとお時間をいただき  
たいというふうに思っております。

会 長： それでは、事務局の今の時点でのお考え、方針ということで、3月議会の  
ときに新市長が施政方針を御披露されるから、そこを見守っていただきたい。  
しかし、その前後でこの審議会と新市長との間で、意見交換会等の場ができ  
れば検討したい、というようなお話だったんですが、それでよろしゅうござ  
いますか。

それから、今の確かに新政権、国も代わったけれども市も代わったわけ  
ですから、新しい政権のもとでどういうお考えで、東久留米の地域福祉計画に  
ついてお考えなのかというのは、ぜひ御披露いただきたいんです。もっと幅  
広く地方自治ということを考えますと、首長の考え方でそれを受けて審議す  
るというのは当然のことですが、それだけでなく、首長が代わろうとかわ  
るまいと、市民の側からどういうふうな東久留米市政が望ましいのかという  
視点も、実は大変重要なことだと思います。首長が代わることによって、こ  
ろころ変わっていくのもどうなのかなというのが一方であるかと思いた  
いで、御存じだと思いますが、そこをちょっと踏まえながらも進めていきたい  
ということをお願いできればと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それはマクロの視点ですが、どうぞ。

委 員： 僕は、この審議会の条例を読みまして、うまくできている条例だと思っ  
たのは、意見具申ができるとあるでしょう。本来、審議会というのは諮問機関  
でしょう。というのは、市長からこの問題について検討してください、はい  
検討させていただきます、我々市民が検討した結果こういう答えですと、こ  
れが答申でしょう、それしか僕はできないものだと思い込んでいたんです。

ところが、この社会福祉審議会の条例を見ると、意見具申をすることがで  
きる。これは、僕は非常に、今会長がおっしゃるのと一脈相通じるんです。  
市長がだれにかわろうと、市民として何を望むかというのは、我々は公募の  
一市民ですから、それは意見具申ができるというのは非常にいいことなんで

す。僕は、これは特筆すべきいい条例だと思っています。

会 長： エールを送っていただいて私ほっとしました。ありがとうございます。

では、そういう視点に立った上で過去5年間についてまずは検証して、次の5年については議論していく中で、意見具申をするなり、新市長の方針も明らかにしていただければということで進めたいと思います。これについてよろしいですか。

それでは、先ほど言われた進め方、決算のところからどうかということがありましたが、とにかく149事業ありますので、そのうち18の事業についてそれぞれ委員から御質問がありましたので、事務局が言われたように、質問があったところは我々すべての委員が一番どうなのかなというところだと思いますので、そこを重点的に見ていくのが大事かと思いますが、よろしいですか。

とてもきょう1日というか、2時間で終わらないという部長のお話がありましたけれども、鋭意識事進行に御協力いただきながら進めたいと思います。

それでは、事務局のほうで149の事業のうち、質問のありました18の事業で、各節ごとぐらいにグルーピングしていただいて御説明をお願いします。その上で、皆様方から、質問票の回答については、きょう初めてペーパーで示されているだけですので、追加で質問とか補足の説明があれば御質問でいただく、というふうに進めたいと思います。ではお願いします。

事務局： それでは、今、会長のほうからお話がありましたように、節ごとに説明させていただきたいと思います。

会 長： その際に、まず149の事業のうち18の事業に御質問がありましたので、ナンバーが振ってありますので、質問があったところをまず言っていただいて、総枠をまずお話ししていただいた上で上から順にいったほうがいいかと思います。

事務局： それでは、第1章の第1節1-1-1、総合相談窓口の整備、2番の要援護者総合台帳の拡充、3番のコーディネーターの確保、5番の1-1-2の潜在的ニーズの積極的把握、1章1節についてはこの4問です。

1章の2節については、7番の苦情解決への対応、9番の地域福祉権利擁護事業の利用促進、16番のサービス評価の実施と運用、1章2節は以上3

問でございます。

2章の1節は、17番の訪問介護の充実と質の確保、18番の訪問看護の円滑な利用の促進……

委員： お話中だけど、この資料を見て説明するわけでしょう。そうしたら、そんなこと言わなくても、この資料の2ページですよ、3ページですよとやればそれで済むじゃない。

事務局： 節ごとに何問あるのという話だったので。

委員： そんなの数えればわかるじゃない。時間のむだですよ。

事務局： 番号だけ言っておきますか。

委員： せっかく印刷してもらっているんですから、私は先ほど申しあげましたように、こういう質問趣旨と回答が出ているんですから、それで御自分の質問したものに対して、また、何か質問があればかぶせて、自分の質問に対してこうだということはわかりますよね、これを読めば。時間がもったいない。とても9時には終わらないと思います。

会長： いろいろなやり方があるんですが、そうしましょうか。質問のほうを重点的にやっていく。

委員： ええ。こういうふうには回答いただいたけれども、ここはこうじゃないかというようなことでよろしいかと。

委員： これきょう配られたので、回答の部分が皆さんわからないかなと思って、一つ一つ説明してもらえばいいかなというふうに思ったんだけど、いろいろなやり方があるって、時間がもったいないというなら……

会長： では、そうしましょうか。

事務局： 質問された方は質問の内容おわかりですが、それ以外の方はおわかりではありませんし、きょうお配りした資料ですので、質問の趣旨と回答と1つずつこちら側から説明するというような形でよろしいでしょうか。

委員： これ説明するのに1時間かかってくるでしょう。

会長： これも随分かかると思います。

事務局： 細かくということじゃなくて、ポイントでという形でしていきたいと思えます。

会長： では、全体的なことは全員頭に入っているということ踏まえた上で、質

問があったところの18の事業について、別の冊子の質問票と回答が載っていますから、こちらを中心にして一覧表のほうは参考に見ていただくということによろしいですね。では、それをお願いします。

事務局： それでは、1－1－1の総合相談窓口の整備につきまして、御質問いただいていますので、御回答申し上げたいと思います。

一点目は、進捗状況、連携の状況について、また連携の強化についての御質問が出されております。

二点目は、現在の行政窓口は、待ちの制度であるということで、真に支援を必要とする人々に支援することができ得るようにするための窓口はどうあるべきかということが出されております。

三点目は、わくわく健康プラザでの総合相談窓口設置構想の問題点の整理はないのかという、以上3点でございました。

それでは、回答でございますけれども、総合相談窓口は、平成11年の構想では、旧分庁舎跡地に保健福祉総合センターを設置して、総合相談窓口を設置する計画でありましたけれども、市の財政状況などから実現に至りませんでした。

平成14年に新設保健福祉総合センター計画を変更いたしまして、旧滝山小学校跡地にリニューアルをいたしまして、平成18年5月に保健福祉総合センターわくわく健康プラザを整備したことや、社会福祉制度の改革等により、保健・福祉・医療に関係する部課が一体として配置できないということが生じた結果断念したという経緯がございます。

現在の連携状況でございますけれども、各担当課において、多問題を抱える相談を受けた場合は、関係するセクションと連絡を取り合い、問題を共有化し、サービスの調整を図り、必要に応じケース検討会等を開催いたしまして、連携を図って支援を行っている状況でございます。

それぞれの課の健康課、子ども支援センター、障害福祉課、介護福祉課、福祉総務課における連携状況につきましては、記載のとおりでございます。

このような、相談内容が複数の課にわたる場合には、利用者がそれぞれの課に相談をすることなくサービスが提供できるよう、各課が現在連携を行って実施しております。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

そういう回答があったということですがけれども、御質問された委員、いかがでしょうか。

委 員： 回答の中に必要に応じて会議を開催したり連携を図るということですがけれども、多重の問題を抱え行政サービスを受けたい人にとっては、従来は窓口をあっち行ったりこっち行ったりという形で苦勞していると思うのです。この市は違うと思いますけれども、縦割りの中で自分の問題を解決するには、自分がそれぞれの課を回りながら、非常に苦勞しながら問題解決を図っていく。しまいには問題解決がわからなくなってしまうような状態が多々あったと思うんです。恐らくそれを解決するために「総合相談窓口の整備」が計画されたと思うんです。いろいろな制度の関係で一体としての配置ができずにいるという現状もよくわかります。

そのような状態の中で、必要に応じて連携を図るということですがけれども、問題は、具体的にどのような場合に、どのような必要が生じたときにどのような会議が開かれて、具体的にどのような連携がされているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。さらに連携とは一体何を意味しているのか、私にはちょっと全体が見えなかったものですから、何をもって連携とって、具体的にどういった形として連携がなされるのかについても、もう少し具体的に説明していただけるとありがたいです。

事務局： それでは、各課におきまして、主となる相談が母子の問題、高齢、介護の問題、障害の問題と入り口は全く違うと思うんです。例えば、健康課におきましては、母子ということで乳幼児を抱える親御さんからの御相談というところもあります。その場合は、経済的な問題から、また家族関係が壊れてしまったり、そういった中で子育てをする、支援者がいない、虐待が疑われる、病気を抱えている、そういった中では精神的な疾患を持つというところで、非常に多くの問題を抱えています。

そういったときに、保健の分野だけでは解決しませんので、こういったところで経済的な問題、もし虐待が疑われる場合は子育て支援課、児童相談所、医療機関等、家族の中に障害の方で悩んでいる場合は障害福祉課と、そうい

ったところで個々にやりとりする場合がありますけれども、非常に複合的な問題がある場合は、会議を開催して、それで実際どういうふうなサービスが問題があるかということを通認識しまして、役割分担と情報交換をどのようにこれからしていくか、非常にタイムリーに動かなくてはいけない場合もありますので、そういったところの細かいやりとりをする中で、具体的にこの方の支援をどのようにしていくかというところで、潜在的な問題も含めまして見守りをどうするかとか、そういったところでは民生委員のお力を借りますとか、そういったふうな形でケースバイケースで、非常にきめ細かいアセスメントと計画性とサービスの内容になっております。

以上でございます。

委員： 連携会議をする必要があると判断した場合の、会議をするための決定はだれがなされるんですか。

事務局： 決定につきましては、どこの課がキーパーソンになるかというところがあると思います。例えば、虐待の疑われる場合は、今は子ども家庭支援センターが中心になりますので、そういったところで母子の健康面から把握した場合は、そちらの子ども家庭支援センターに連絡をとりながら、役割が中心になるところで所管をいたしまして、そこで決定をして会議を招集するとか…

委員： それがたらい回しになる可能性があるかなと思って、そういうことを避けるために「総合窓口の整備」が必要というふうに連想したんですけれども。

事務局： 例えば、健康課で問題を把握した場合、その方があっち行ってください、こっち行ってくださいではなくて、その方に対してはどういったサービスが必要かというところが、まず窓口になったところが中心になって連携をする中で、その方にできるだけ負担なくサービスが提供できるというところで、御相談をする中で会議等も開催しながら、継続的によりよいあるべき姿にできるだけ近づけるというところで、連携を図っていくようにしています。

委員： しつこくて申しわけないんですが、確認ですけれども、最初に受けた窓口が連携会議の決定権者になり得るということですか。

事務局： 決定権者という、それは最初に把握したところが必要と判断いたしますよね。その場合、その問題の所管によっては、そこが決定権者にならない場合

もあります。こういう問題があるけれども、例えば介護の問題が主となっている場合は、そちらのほうにどうしたらいいかというところで、主たる所管はそこで決定していただくというふうになると思いますしやっております。

会 長： どうぞ。

委 員： 市民の立場から言わせてください。あなた方は、非常に現状把握で、各課長が苦勞されているのは御説明の中で感じております。だけど、それは一つの問題が庁内のどこの所管部署に回ったときの話であって、市民から見るといろいろな内容の相談がいっぱいあるはずですよ。国でも、消費者庁というのをつくったじゃないですか、窓口1つですよ。お医者さんでもかかりつけの医者をつくろうかとしているわけです。

市民からいったら、110番に電話したらどんな相談でも窓口はここですよと、委員がおっしゃったのはそういうことだと思っんです。民間ですと、そういう意識は常に持つんです。あちこちにたらい回しという言葉悪いですけども、これはここの担当です、これはここの担当ですと言われると頭にくるんです。市民から見たら、何でもいいから相談はここでやってくださいというのが、新しい政権ができたことだし、これをきっかけに福祉関係という、この皆さんのところで検討してほしい、これからの課題にしてほしい、窓口は1つ、そこで割り振りをしてほしいと。僕はそういうふうにも思っているんです。

委 員： そこで、3ページの回答の下から4行目のところですけども、「連携によるケース対応をより効率的・効果的に進めていく考えです」ということで、どのように効率的・効果的に進めていくというふうにお考えなのか、確認のため伺えればと思っんですけれども。

事務局： 今おっしゃったのは下から4行目、介護福祉課の表現になろうかと思っんですけれども、介護福祉課においては、主に高齢者の対応ということでございますけれども、これまでは残念なことに庁内でのそういった今御説明したような、横の連携というのが希薄な部分があった、実態として。担当課としては、高齢者に対するサービスとしては、ここに挙げてありますように包括支援センターですとか、在宅介護支援センターですとか、あるいはケアマネとか個々のケースについて、ケース会議なりを開いてきた経過がありま

す。

ただ、一番前にもありますけれども、御家庭によっては高齢者だけの問題ではなく、障害をお持ちの御家族があつてとかもろもろ錯綜する部分があると。ですから、高齢のセクションで幾ら対応、検討していても当然障害福祉であり、あるいは生活保護であり、そういったところにも協力を求めていかなければいけない、この方に対してどういう役割を持ってサービスを提供していったらいいかというところに立てば、ここにも書いてありますとおり、定期的にまずそういう情報を先に共有しておきましょうと、そうすれば何かあつたときに、それこそタイムリーに対応できるじゃないですかと。それを補完するために個別のケース対応のことも庁内の中でやりましょうと、それがこれまではなかったの、それをつくった上でこれまではあつた、前段で申し上げたそことつなげていく。そうすることによって、タイムリーに迅速にそういったものが対応できていくのかなというふうに考えています。

委員： 今のお話は、ある程度状況が進んでからは今かるんです。ところが、今は総合相談窓口です。何かわけがわからないけれども、とにかく相談したいと、行政に先ず門戸をたたく方に対して、一番最初に受けたところの窓口がどういうイニシアチブをとり、必要なところに連絡し、必要なところがどう対応するかという、その連携とチャンネルについてまだご説明を受けていないような気がするんです。

今は、あくまでも総合相談窓口というとらえ方だと思うんです。そこが一番最初の入り口だと思うんですが。

会長： この考え方は、私から言わせてもらいますと、社会福祉審議会ということで、福祉行政における総合相談窓口の話がされているんだけど、もっと言いますと、市民から言いますと、市政全体に対する、東久留米で市民生活をしていく上でのいろいろな行政に対しての相談なり、悩み事を聞いてもらうなり、サービスの手続なり、その他もろもろの生活全般なんです。

そういうことで考えれば、生活110番と言いますか、そういったところが1つあつて、その中で内容によってこれは健康課だ、これは障害福祉課だ、これは生活文化のほうじゃないというものがないと思うんです。我々、社会福祉審議会だから福祉行政を考えればいいんだらうけれども、市民からすれ

ば、もっと言うとも福祉の概念そのものをもっとマクロにとらえて、生活全体のサービスというようにとらえ方が私は大事じゃないかと思うんです。

この考え方は、そういう意味では、まず考え方をもう一回我々も含めて整理しなくてはいけない。福祉とは何かということを考えなくてはいけないと思うのが一つです。

今の御議論ですと、情報伝達の方法について、ここで今、メールとインターネットの話もあったんですけども、来所というのは市民の方全体が考えているんじゃないかと思うんです。滝山の「わくわく健康プラザ」に行くにしろ、本庁に来るにしろ。何もそこへ足を運ぶというだけがアクセスじゃないと思うんです。電話をする、ファクスを送る、メールでやりとりするというような方法もあるわけです。そういうアクセスの方法も、もっともっとワイルドに考えなくてはいけないんじゃないかと思うんです。

場所については、確かに市役所の本庁舎と滝山と2つに分かれているから、これはどうなのという議論が各委員さんが、いると思うんです。ここも、アクセスの方法が解決すればかなりの部分解決できるんじゃないかと思うんです。本庁と滝山と分かれているんですが、それを中央町とか、この近辺に住んでいる人たちは、本庁サイドの窓口は歩いて行けるかもしれませんが、滝山へはバスを使わないと行けない。滝山の人たちは、本庁の部署での相談についてはバスで来なくてはいけない。であれば足の確保です。例えば、近隣で行っていますが、コミュニティバスを運行すれば、それによって1回100円で路線バスがぐるぐる回っているわけだから、そこの部分は解決されるわけです。アクセス、足の部分では。そういうような幾つかの視点を総合的に考えて、この問題をどうするかということではないかと思うんです。

人の問題であれば、さっき委員が言われたように、仮に110番なら110番を、警察の110番を受信する人がいて、そこで振り分けをする、相談の内容によって。そういうような人材を配置していかなければいけない、人の問題もあると思います。そういう視点も考えていただければ、本庁と滝山と分かれていても、かなりクリアできる部分も実はソフトの部分であると思うんです。

いずれにしても、この審議会としては、早速、意見具申ということでお願

いできるかと思うんですけれども。どうぞ。

委員： これなんですけれども、このところでは総合相談窓口の整備というところでは、実施主体が市と社協になっているんですけれども、今回のこれには市だけになっているんですけれども、それはなぜかというのが1点。

あと、私は障害福祉分野の者なんですけれども、障害者自立支援法が施行されて、利用者が1割負担ということで、かなり大変な思いをしたんです。特に、3万7,200円とか、親の収入も含めてということになっていたのに、世帯分離をしないと生きていけないという状況があったときに、市民課と障害福祉課がばらばらの対応があった状況の中ですごく苦勞された方が多かったです。

そういう場合には、我々施設職員が間に立ってやってきた経過があるので、そういう総合相談窓口というのをきちっと置くことによって、あっちへ行って、こっちへ行ってということがないような形で作ってほしいなど。これから、いろいろなことが変わっていく中で、変わり目というのは個人がすごく大変な思いをすることになるので、ぜひそういうことがないような、個人に負担がかからないような形で市のほうも考えていただけるとありがたいというふうに思っています。

会長： この件について、ほかの委員さん、御意見いかがですか。どうぞ。

委員： しつこくて申しわけないんですけれども、この計画書の各論の1章の一番最初に「総合相談窓口の整備」が出ているので、その位置づけというのはすごく重要だなと、この計画書を読んですごく感じたんです。

恐らく、この計画書をつくる時に、最初にどの順番で書くかというのを多分いろいろお考えになってこれが最初に出てきて、そして総合相談窓口の整備、さらに計画書の39ページを見ますと、重点事業と銘打ってあるわけです。その重点事業が設置されなかった。開設は21年までにするんですけども、開設ができなかった。その理由は幾つか書いてあるんですけども、開設できなかったとなると、次のコーディネーターの確保について、今後どうするのかという問題になってくると思うんです。非常に重要な事項を今後我々も検討していい知恵を出して、総合相談窓口を設置するという方向で考えていく必要があるのではと思っています。そうしないと、次のコーディネ

ーターの充実という段階に行かずに、結果的には絵に描いた餅になりかねないというのが正直なところでは。

事務局： 総合相談窓口の関係でございますが、先ほども御説明をいたしました、当初旧分庁舎跡に保健福祉総合センターというものをつくって、そこに相談部門、事務部門、一つの建物に入ってやると。それで、総合相談窓口ということで、当初は考えておりました。

ただ、それが財政的な問題でそこでの設置ができなくなった。現在のわくわく健康プラザのほうに、健康課と子ども家庭支援センターだけが入って、それ以外は本庁のこちらで事務をやっているという状況になりましたので、総合相談窓口というのはいけません。ですが、相談に来た方にあっち行け、こっち行けということはいけませんので、こちら側で関係する課と内部での連携を図って、どういうサービスの提供ができるのか、どういう御相談が受けられるのか、あるいは関係する機関の御紹介をするとか、そういうことのために内部での連携を図っているということでございまして、総合相談窓口をまた設置するというのは、人的な問題も含めまして、現状ではちょっと非常に困難であるということでございます。

委員： 総合相談窓口ってホテルのコンシェルジェですよ。あるとないとじゃ大違いで、私はここの市民じゃないんですけども、住んでいる方から見ればコンシェルジェがいれば、とりあえずそこへ行き相談できると思うんです。そうすると、自分の抱えている複合的な問題についてこの市のどこへ行けば、どういう解決が図れるのかがわかる、そういったものが総合相談窓口の意味づけもなってくるんですけども、そういったサービスというのは、市民にとっては非常にありがたいのではないかなというふうに、勝手ながら想像させていただいております。

会長： 場所と財源と人材、必ずこれがそろわないといけないわけです。その中でどうやりくりしていくかというところが地方自治力なんです。そういう意味では、本庁と滝山と2つで総合窓口をするという方法もあるんです。地域を2つに分けて、滝山周辺の人たちは滝山のほうで総合窓口のワンストップやりますと、本庁周辺の皆さんは本庁に来てもらえればここでワンストップサービスやりますと、2つでやると。1つより2つのほうがいいわけですから。

それもしくは、人材にお金がかかるんです。場所はかからないと思いますけれども。あとはやりくりすれば。

事務局： 進捗状況のところでも書いてございますように、総合相談窓口の整備というのは難しいというところで、関係課で連携してやっていきますという進捗状況、今後の方向性というところを書かせていただいております。今回の質問もその辺のことがありましたので、そのような御回答をさせていただいております。

これらを踏まえまして、委員の皆様から御提案の御意見が出てくるのかなと思います。現状としてはそういうことでございます。

事務局： それは事務局の決断でしょう。

会長： 結局はそういうことですね。

委員： そんなの決めればできることですよ。

事務局： そういう御意見もいただきながらですね……

会長： ハードの部分が厳しければソフトの部分で切り抜ける、やりくりするというのも一つの方法だと思うんですよ。ぜひ御検討いただきたいということで、我々の審議会としては、意見、要望というか、意見具申ということで捉えていただければよろしいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

では、この件はそのくらいにさせていただきます。次の質問票のところ御説明いただきます。

事務局： 要援護者総合台帳の拡充ということで御質問いただきました。

要援護者の定義、調査表につきましては、災害時の要援護者名簿について記載させていただいておりますので、その辺で母子・父子世帯も対象となるのではないかと。それから利用目的。

委員から、災害時の要援護者名簿についてのコミュニティ形成、それからイニシアチブをどのようにとるべきかとか、その辺の御質問をいただきました。

回答といたしまして、要援護者総合台帳の整備については、各所管で台帳を整備しております。

また、総合福祉オンラインシステムを使用し、生活保護関連、障害者福祉関連、老人医療関連、児童手当等各種手当関連、ひとり親家庭関連、介護保

険情報を一元化してあるものを、各課において業務として活用しています。今年度より災害時要援護者名簿の作成に着手、ある一定の基準を設け、対象者6,670世帯に通知をいたしました。

今回の要援護者登録・支援制度実施規程は、個人情報を提供することで、迅速かつ的確な避難を実施することを目的としております。

また、支援団体に登録名簿を提供する際は、個人情報の関係もあるため、登録・支援申請者に個人情報を災害時対応の目的で市、消防署・消防団及び民生委員、自治会等の第三者に提供することの同意書を取り、個人情報を的確に管理することを確認し、受領書を提出していただくこととしています。

実施に当たりましては、支援者団体の代表者に集まっていただき、制度説明もいたしました。今後も、支援者には協力要請していきたいと考えております。

それから、支援者に提供する個人情報は安否確認、避難誘導に最低限必要な情報とします。

仕組みづくりは、行政が中心となり、22年度より検討委員会を設置し、支援者、要援護者からの意見を聞きながら、仕組みをつくり上げていきたいと考えております。あくまでも、支援の中心になるのは行政ではなく、その地域の市民であり、関係団体等であり、また自治会への加入者の拡大や自治会活動の活性化等が大きく変わらないと支援の仕組みは機能しないと考えております。

この制度を災害時だけでなく、日常生活時にも大きく役立つ制度になるよう関係者の意見をいただきながら進めていきたいと考えています。

会 長：     ありがとうございました。この件については、お二人の委員が御質問されていますけれども、いかがでございますか。

委 員：     対象世帯6,670世帯の中で、独居の方がどれぐらいいらっしゃるのか。それから、認知症の方々も含めて行動に障害を持っていらっしゃる方がどれぐらいいるのか。それと、支援団体の代表者ということですが、支援を必要とする人に対して、支援する側が重点的な配置になっているのか。単に支援団体の代表者だけでは、遍在もあり状況は必ずしも最適配置にならないと思いますので、支援団体が支援を必要とする人に対する本当の意味での動ける形

になっているのかを御質問したいんですが。

事務局： 1点目の独居と認知の関係の人数でございますけれども、ちょっと手元にきょう資料持っていないのでわかりかねますけれども、今回対象にしたのが75歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方、幾つかあります。そのほかにも、介護認定で要介護認定3以上の方、それから身体障害者手帳1級から3級の方、愛の手帳1度から3度の方などを対象にさせていただいて6,670世帯ということです。

それから、支援の枠組みといいますか、どういう形でというのは、まだ今年度につきましてはどれぐらいの対象、この要件に該当するような方がいらっしゃるか、申し込みがいただけるか、ですから具体的にまだ支援の方法というのは、来年度以降で検討させていただくという予定で、当初でこういった人数の把握といいますか、どれぐらいのニーズがあるのかということから入らせていただいていますので、今、委員がおっしゃったような枠組みというのは、今後の検討していくものというふうに。私ども福祉部門だけでなく、この事業は市民部の防災防犯課を中心にしてやっておりますので、そういった方向で進めさせていただいております。

会 長： 委員よろしゅうございますか。

前期は現状把握、後期が支援対策の確立ということです。

委 員： 今、地域にはグループホームがふえてきています。災害のときに、グループホームとかケアホームとか、なかなか少ない中で障害のある人とか御老人を看ているという状況もあるので、個人だけではなくて、そういった施設とかホームとかも含めた形も考えていらっしゃるかどうか聞かせてもらいたいんですけれども。

事務局： 今回は老人ホームを含めまして、障害者も同じですけれども、今回については在宅の方を中心に、それ以外の方では申し出ということでなっております。基本的に施設については、施設の避難訓練等が一般的にはあつたりしますので、まず一般家庭はなかなかその辺が難しいですので、また日中独居も含めて1人になるということも考えられるので、今回につきましては在宅の方を基本的に考えて第一の対象者として上げております。

会 長： 委員、施設での避難訓練のお話があったんですが、例えば関係する施設関

係でのこういったセキュリティーと申しますか、その辺はどんなふうな体制でやっていて、今在宅とどういう連携して、その間で行政が入ってもらえばという話になるか、と思うんですが、ちょっと現状をお話ししていただけますか。

委員：　　うちの場合20名定員の生活介護の通所施設なので、一応条例上月1回の避難訓練をということで、年2回消防署の立ち合いでやっているんですけども、建物の構造上、うちは車いすの人がかなり多いので、なかなか避難訓練としては、隣が公園なのでそこに避難するということはできるんですけども、いざとなったときに、手として少ないので、消防署のほうからはとにかく出ると、それで火の粉、煙を避けて消防車が来るまで待つというふうな指示は受けています。

あと、うちでやっているケアホームについては、7名、7名の利用者がいるんですけども、寝たきりの方もいたりして、それに対して夜間は2名、2名ということで、もし夜間に火事になったときに、なかなか独自に動くのが難しいということで、近くにけんちの里があるので、協力関係を結ぼうという話はしているんですけども、なかなか進まない。

けんちの里は、西団地の自治会長と防災協定を結んでいるんですけども、うちのほうはまだそこまでいってないという状況なので、一応今回スプリンクラーを付けたりとかいろいろしているんですが、手としてなかなか少ないので、ちょうど市の境目にあるということなので、何とか仕組みができると安心できるなというふうには思っているんです。

会長：　　そこは、施設の入所者、通所者も住民でありますので、とりあえず市のほうでは在宅優先で一時的にはされていますけれども、後期の計画、あるいは今後の行政の施策の中で、施設は施設で、在宅は在宅で、そんなことは当然お考えじゃないと思うんですが、一体化できた上で在宅を重視していくというふうないい関係を、双方とも御理解いただいと申しますので、この点はよろしゅうございますか。

事務局：　　今、委員がおっしゃった施設に通われている方については、東久留米の方であれば自宅での解釈、グループホームはまた若干違うんですけども、通所ののぞみの家という形であれば、通所の方ですので、その中で在宅の方が

いらっしゃれば当然在宅のほうで。今、おっしゃったのはグループホームなり、ケアホームを利用されている方が在宅ではないという形でおっしゃったと思いますけれども、とにかくその辺も含めて、また今後の検討課題という形では考えております。

会 長： よろしゅうございますか。どうぞ。

委 員： 私、さいわい福祉センターが、災害時の拠点施設だということをずっと知らなかったんです。これは福祉にかかわらず、支援を必要する人たちをどういうふうに、地震にしても火災にしても避難した後の次の行動を地域住民が知らないケースが多分にあるんじゃないかと思います。

支援する人をまた支えるという意味では、防犯とか福祉にかかわらず、その地域の中の支援拠点施設はどこにあるのかという、行政全体としての周知の徹底もあわせてお願いできればと思います。

事務局： 私が答えていいかわかりませんが、今おっしゃっている防災の関係の避難所ですとか、あるいは今おっしゃったさいわい福祉センターは二次避難所という指定になっています。ちょっとまた目的が違うんですが、いずれにいたしましても、防災マップといったものを防災防犯課でも準備しておりますし、ホームページにもそういった御案内は差し上げている。広報にも、そういった案内というのは、もちろん頻回にはやっておりませんが、そういった御紹介はさせていただいていると。

それ以外にも、防災訓練等も開催しておりますので、これは3年に1回、東部、中部、西部というような回し方していますけれども、そういったいろいろな形をとりながら、PRには努めているところです。

おっしゃっている趣旨というのは、福祉の計画の中でも考えなければ部分かもしれませんが、市としては地域防災計画というものも別にございますので、もし考えるとすればそことの整合をどう図っていくかということも大事なことだというふうに考えています。

委 員： 実は、のぞみの家も第二次避難場所で、一応西部、中部、東部というふうに分けて、障害も含めて特養が第二次避難場所にというふうな話だったらしいんですけれども、老人のほうでは障害の方と接する機会が少ないということで、改めて障害分野も3つに分けたという説明を受けて、この間そういう

協定を結んだばかりなんです。

我々としては、一応簡易ベッドを置くということと、携帯電話が来るということと、あと必要なものがあれば言ってくださいという程度で、具体的にはこれからなんです。

そういう意味でも、市全体の防災計画の分野ではあるかもしれないけれども、ちょっとここの分野でも関係のあることなので、ぜひ情報等を入れながら、皆さんの意見も聞きながら、あるべき姿みたいなのを考えていく必要があるのかなと思っています。まだ、なってくださいと言われても、具体的にわからないので、そういう意味ではこういった場で議論できるとありがたいというふうには私は思います。

会 長： この防災と福祉は言うまでもなく阪神大震災が大教訓になっていまして、我々研究者の世界でも防災福祉という視点で、地域福祉からどうアプローチするかと言われているわけです。そういう意味では、事務局の御回答に自治会の加入者の拡大や自治会活動の活性化とありますが、その部分が行政だけじゃなくて、地域の力をどう引っ張り出すかというところですので、これは行政の御努力も大事ですし、また、地域の皆さんの、あるいはまた、皆さん方御自身の居住する地域でのかかわり方ということで、ぜひ御関心をもっていただきたいというように思います。この点はよろしゅうございますか。

では、次へ行きましょう。

事務局： コーディネーターの確保でございます。

1点目は、コーディネーターについての配置の要請ということがあります。

2点目は、どのような連携がされているかということで、この件につきましては、最初の総合相談窓口のところでも述べた連携状況になっております。

各担当課に専門職種が現在配置されておりまして、相談においては連携し、相談に当たっております。配置の状況でございますけれども、このように各課に専門職種が配置されている状況でございます。

以上でございます。

会 長： これは、先ほどの最初の総合相談窓口の整備にかかわることですが、委員、御質問されましたね。今事務局そういう御回答ですけれども、何か御意見。

委 員： 現状理解できましたので。今後の対応というところが問題になってくるの

かなと思います。

会 長： 後期の計画のところのことですね。どうぞ。

委 員： コーディネーターの確保ということで、こういう専門職を配置していただけるのはありがたいんですけども、障害関係からすると、障害者自立支援法というのは、障害は自己責任というような形で、そういう仕組みになっていた状況がありまして、割と相談に行く場合に、こんなケースが自己責任的なものに戻される傾向が往々にしてあるように聞いています。

そういう意味では、なるだけ自己責任にしないで、相談にしっかりと寄り添ってもらえるようなコーディネーターの教育も含めてやっていただけるとありがたいというふうに思います。

委 員： 認知症の方が非常にふえたこと、それから認知症のレベルがだんだん上がってきているため、日々初めての行動がいっぱいある。特にご家族は、認知症の重度化に対してついていけないでいる。介護福祉課に本当の認知症のプロがいらっしゃるのかどうかを伺いたいんですが。

事務局： お気づきのとおり保健師が内訳としては4名おりますけれども、おっしゃっているような認知症についてのプロというところまではまいらないというふうに思います。

認知症の項目については、また後で出てこようと思うんですけども、現状ではそういったところがございます。国などですと、包括支援センターに認知症専門の職員を配置するとかという話も一時ありましたけれども、私のほうもその後どうなったかというのは把握していません。

委 員： 現場にいますと、幾ら学校で勉強しても、また、幾ら専門学校に通っても全然追いつかないというのが実態です。現場を知って、現場で苦労した、方々が身を以った体験で御家族等々に対する対応能力を上げていただければ大変ありがたいと思うんですが。

事務局： 認知症専門のプロとまでは申しませんが、私どもの職員も、日夜そういう意味では、名ばかり保健師ではございませんので、一生懸命やらせていただいておりますけれども、程度によって保健師が対応できるものを越す場合もおっしゃるように多々あるわけですから。

委 員： 適切などころにつないでいただくというのも非常に重要なことだと思います。

す。

会 長： そこら辺については、医師会と連携とか東久留米市も当然やっていると思いますけれども、認知症サポーターとの連携とか、あるいは地域包括支援センターとの連携とか、いろいろソフトの部分でつないでもらえば対応できるかと思います。この点も、要望ということで。どうぞ。

委 員： もう一つ、質問をなかなか書けなくてこの場で質問して申しわけないんですけども、障害の場合移動支援というのが、市の裁量のサービスとして行われているんですけども、一律なんですね。一律20時間ということで、学齢期は10時間だったりということで、1カ月成人の場合20時間というふうに一律化されているんですが、障害状況とか家庭状況とか千差万別な状況の中で、個別にどう対応するかという視点を、これだけのコーディネーターがいるのであれば、しっかりとやっていただいて、その人が暮らしやすい支援を実現できるようにしてほしいというふうに思っています。

会 長： この点は事務局いかがですか。

事務局： 当面では予算の問題とか、政治的判断とかさまざまございますので、コーディネーターがいるから、ケースワーカーがいるから、しんしゃくしているとかしてないとかということではなくて、現時点では今委員がおっしゃったように、一律という基準に基づいてやっていますので、コーディネーターができないという形ではございませんので、それはまた別の部門で違う舞台のところでも論議をするべきところがございますので、このコーディネーターという分野ではちょっと違いますので、また違う分野のところでのお話になってくると思います。おっしゃる意味は十分にわかります。

会 長： よろしゅうございますか。また、各論のところでも議論したいと思います。この件はよろしいですか。

では、次のところで御説明をお願いします。ナンバー5、潜在的ニーズの積極的把握です。

事務局： 潜在的ニーズの積極的把握ということで、委員から平成15年に実施されて、次回は25年に予定されているが、10年に1回の調査が積極的把握に相当し、統計的に意識を把握するために適切な間隔なのか。それから、調査結果に基づき、事業として取り上げたものがあればと。

別の委員からは、22年度の厚生労働省老健局予算額（案）において、市町村包括ケア推進事業が示されているので、本事業の推進を図ることができるがというような御質問をいただきました。

回答といたしまして、計画期間が10年間のため意識調査を前回調査の10年後としましたが、急激に進む少子高齢化や団塊世代の地域復活などの地域を取り巻く環境も変化しています。社会情勢も大きく変化し、福祉施策のニーズが多様化、複雑化していく傾向にあれば必要に応じ、前倒しで意識調査の実施は検討してまいります。

それから、平成15年に行った意識調査は、子育て支援施策を増やすことへの賛成が7割を占め、平成18年度には子ども家庭支援センターが設立されました。地域の助け合いなど市民の協働については、独居高齢者の見守り活動、地域が行う防災活動が回答の2位、3位を占めましたが、21年度には災害時要援護者登録・支援制度を実施し、高齢者、障害者、要介護などの6,670世帯を対象に案内を送付し募集を行いました。

それから、市町村包括ケア推進事業は、地域包括支援センターなどを活用し、センター内での情報共有や地域住民への情報提供を行い、いろいろなサービスを包括的・継続的に提供できるようにするものです。地域住民の意識調査とは事業の趣旨が異なるようですが、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。ただ今の市町村地域包括ケア推進事業は別の資料で、ホチキスどめで3枚でとめてありますので、ご覧いただきたいと思います。

この点で、御質問された委員いかがですか。何かお気づきの点があれば。

委 員： 確かに、これは地域包括支援センターを活用するということですがけれども、推進事業の1ページ目、添付資料の1枚目ですがけれども、目的の中に、地域住民が住みなれた地域で安心して過ごすためには、一人一人のニーズに応ずるというようなことが書かれてあるものですから、そこにちょっと着目して活用できないかなというのが私の考え方です。

もちろん、高齢者という範囲は限定されることになるんですけども、こ

の資料の裏側、最初のページにこういった図が、2つの事例が出ているんですけれども、左の図が厚労省から示された最終案ということなんです。その前に示されたものが、きょうは持ってきてないんですけれども、こういった案がございまして、この案の中には地域課題を抽出するためのスクリーニングを実施するのがステップ1としてございまして、この図ときょう提出させていただいた図が違うものですから、直接担当の係長と課長補佐と課長に伺ってみて、何でこんなに変わったんですかという話を聞いてみたんです。

そうしますと、スクリーニングを実施する案ですと、なかなか市町村が手を挙げてくれないんじゃないかということで、今日ご提出させていただいた案に厚労省も落ちついたようなんです。これも聞いたところなんですけれども、厚労省としてはスクリーニングを実施して、地域課題を解決するための仕組みの構築をしたい。そのために、地域包括ケア、地域包括支援センターの機能を強化していきたいということがねらいということなんです。

御存じのとおり、20年3月31日に社会・援護局の当時の援護局長が主催しました、これからの地域福祉のあり方研究会の報告書の中にも出てくるんですけれども、地域包括支援センターが高齢者のための包括支援センターではなくて、障害者も含めたワンストップサービスに対応できるような、そういった構想を描いているようです。そういうことも考えると、まず手始めにこういったところから取り組んで、地域のスクリーニング事業をこれで1回実施しておけば、将来の参考になるのではないかと、将来につながっていくのではないかと考えています。そういった意味もございまして御提案させていただいたところです。

御存じのとおり、対象は50市町村が厚労省の方針ですので、せっかくそういうことを言っているんだから、東久留米市の場合は高齢者に限らず、多くの人たちを対象にしていますので、とりあえず高齢者側からこういったスクリーニングを実施し、その結果として地域包括支援センターの機能強化、さらには高齢者に対するケアの強化につながるようなことをやっておけば、それはある意味ではほかにも応用できるのではないかなという御提案ということで、参考にしていただければと思っています。

会 長： 今のお話で、全国50の市でモデル事業ということを検討されているよう

ですので、そのあたりの情報提供も踏まえながら、東久留米でまた、お考えいただくということによろしいんじゃないかと思います。

委員： 補足ですが、今実施要綱を策定している最中をございまして、財団としてもこれが使いづらく内容になってしまつては、50市町村が手を挙げずらくなつてしまうと困るので、できるだけこれは使いやすいようにと、今霞ヶ関にいろいろな提案させていただいています。2月の末から3月に都道府県の担当者会議が霞ヶ関でありますので、その結果をぜひ見ていただきながら、私どもとしてもこれをできるだけ使いやすく、最終的には高齢者のケアの強化にもつながることですので、取り組んでいきたいと思っていますので、もし参考になればと思います。

事務局： 貴重な御意見ありがとうございます。予算を伴うものですから。

委員： そうなんです。当初は70億円で、当初の10分の10だったんです。ただし、当初は100市町村だったのが50市町村に減りまして、総額としては1市町村当たりの金額が大きくなっています。さらに「定額補助」に変更されたので、何をもって定額と判断するんですかと聞いたんですけれども、そこはまだ決まっていようです。人口等で割るんですかといろいろ聞いたんですけども、奥歯に物が挟まったような感じでした。その辺は、皆さんのほうが御専門ですのでよく御存じだと思ふんですけれども、そんな状況です。

会長： 国のそういう動向については、市のほうでも収集していただくと同時に、委員からもまた、いろいろな形で情報提供を事務局のほうにお願いしたいというふうに考えます。

それでは、次の7の苦情解決への対応ですね。

事務局： 苦情解決への対応で、お二人の委員より御質問をいただいております。

ひとつ目が苦情は、サービス提供事業者に対するものに限らず、制度に対する、行政対応すべき苦情がある。介護保険事業については、ある程度制度化されているが、他の分野については不十分でありNPO法人オンブズの会に一方的に任せている様子、積極的に対応すべきである。

二つ目は、昨年4月よりNPO法人化し、社会福祉協議会より独立した経緯を知りたい。また20年度苦情解決支援が1件とあるが、調査依頼は前期何件あったのかというご質問です。

苦情については、市の各所管課でも受けており、昨年度は26件の福祉サービスに関する苦情が寄せられています。26市全体では321件の苦情がありますが、受け付け機関が市、包括支援センター、社会福祉協議会、オンブズ、権利擁護センターとまちまちで、市により件数のばらつきが見られます。

また、行政対応すべき一般的な苦情は従前から生活文化課で受けており、オンブズの会とは定期的に意見交換を行っております。

事務局： 続きまして、社協のほうから、オンブズの関係につきまして御質問いただいております。独立した経過というところがございます。下に書いてございます①でございます。平成12年度から東久留米福祉オンブズの会を立ち上げ、運営は組織委員会とオンブズパーソン委員会が行っていました。設立当初より苦情解決支援機関として、社会福祉事業を行っている社会福祉協議会から独立した組織が望ましいということでやっておりましたが、最終的にちょっと期限を定めたという部分もございますが、その中で独立をしていったということがございます。

2番目で、20年度苦情解決支援が1件とあるが、調査依頼は前期に何件あったのかという御質問でございますが、匿名依頼という形の中で、これは2件ございました。ただし、匿名依頼については、オンブズの会そのものに関して調査に入るといことはございませんので、その情報を施設のほうに流したということがございます。

以上です。

会長： ありがとうございます。それでは、委員そのような御回答ですけれども。

委員： 細かいことですが、オンブズ、スに濁点がないのとオンブズとありますが、これは統一してお書きになっていただきたいと思えます。

それから、先の委員の質問の趣旨自体が、オンブズの会に依頼をしたらいいかなものではないかということを感じました。

それから、所管課のほうで26件とありますが、これは福祉サービスで行政に対する苦情依頼ではないわけですね、そういうふうに理解してよろしいですか。

事務局： 来所で苦情を申している方が3件、電話の苦情等で23件になっております。それで、調査の内容までは……行政だけではないです。

委員： そうすると、オンブズの会というのはもともと行政に対するいろいろな改善とか、市民の権利とかそういうことを言いますよね。そして、それを開拓していい方向に持っていくというのがオンブズの会だと思うので、もし26件の中に行政に対するそういうことがあったら、オンブズの会として受けとめて改善に努めるということではないかなというふうに、委員の御質問には、私なりにそういうふうに理解しました。

そして、オンブズの会が昨年度は匿名があつて1件だというのは、もっと具体的にお聞きしたいんですが、オンブズの会が機能しているのかなという疑問を持ちます。

事務局： 何件かあるんですが、1つがオンブズの会という形になりますと、一般的な部分では行政に対しての苦情的な部分について、そこら辺の部分をやるといってお話です。私どもは、今お答えしている東久留米福祉オンブズ、濁りまです、うちの場合については。これについては、福祉の関係について、例えば入所した方、または施設を利用している方、その方たちがサービスに対して何か苦情があった場合について相談を受ける。それに対しての苦情解決を依頼をするという形の中で、東久留米福祉オンブズの会が活動しているということでございます。

委員： 依頼を受けて解決にまで持っていくということですか。

事務局： そういうことです。そういうふうな形の中で活動していらっしゃるということ。それに関して、こういう言い方はおかしいですが、待ちの姿勢でございますから、そういう形の中で御依頼がない限りは、オンブズの会は動くということはありません。ということでございます。

会長： よろしいですか。役割分担しているということですね。

委員： オンブズは、私どもの施設にも来ているし、大変苦勞しています。待ちの姿勢じゃないです。ちゃんと訪問して回ってきていましたよね。

事務局： それは施設訪問という形の中ですよ。これは、その施設とのかかわりの中で突然何も知らないオンブズの会が……

委員： だから、待ちの姿勢じゃないでしょう。

事務局： 苦情解決に関しては待ちの姿勢なんです。あくまで、こういう苦情があるから何とか解決してくださいという形、何か来れば動き出せるという部分で

す。それ以外のところで、施設の状況がどういう形になっているか、またそういう形の中で、関係のないという言い方はおかしいですけども、第三者的にぼんと入って、中身的にきっちりしたお話が聞けるかどうかという部分の中では、施設訪問という形の中で年2回から3回やらさせていただいております。

委員： 今、待ちの姿勢というところは考え方の違いなのであれですけども、4月から基本的には充実とあると思うんですけども、独立ということで、独立したとしても充実というのは計画の中ではあるはずですけども、4月から以降訪問がないんです。だから、相当混乱したというふうに私どもは思っているんです、オンブズの会自体が。そこら辺は、期限を決めてやらざるを得ないというのはわかるんですけども、これは市民のサービスのすごく大事な部分だと思うんですけども、それがたとえNPOに変わったとしても、継続して市民にサービスが行われるように、しっかりフォローするのが基本の姿勢なのかなというふうに思うんですけども、いまだに訪問来てないし、今後どうなのかなということで心配はしているので、社協だけじゃなくて市のほうにもそこら辺のフォローというか、どうして充実させていくのかというのを明らかにして支援してほしいなというふうに思います。

事務局： この関係につきましては、会議等については社協の会議室を使っているという状況もございますので、オンブズの会のほうにもお話ししたいと思っております。委員が心配していたということ。

委員： もっと具体的にお話を聞けたらと思います。

委員： 私も途中から、きょう遅れてきてどうもごめんなさい。ほかに会議があったものですから。

もともと、このオンブズの会というのは、社会福祉協議会自体が公的な施設じゃなくて、市と独立した民間に類するような社会福祉法人ですから、その辺のところも御理解いただきたいと思いますが、社会福祉関係の市民の苦情、あるいは要望、こういうふうなものについて市内でどこかまとめて受け取る場所はないか、こういうふうなところから設立の要望があったようです。

社会福祉協議会でも大分この会をつくるには骨が折れました。ということ

は、権限もない機関がこの種のものを受けて本当にうまくいくんだろうか、広域行政、あるいは老人福祉行政、障害者福祉、もろもろの6法、7法ある中で、そういうふうなことで、非常に設立当初困った。その中で、そういうふうなことであれば、民間の自主的な施設とか、民間の市民の有志が中心になって、利用者からの要望を受け、施設経営者の皆さんとの間に立って、問題の解決をしよう。あの当時、全国でも一番進んだ制度だと評価されたようですけども。

そのときにも、社会福祉協議会は経営とか運営とか相談の中身にはタッチしてくれるなど。我々オンブズの会が自主的に自発的にやるんだというふうなところが、オンブズの皆さん、ここではオンブズ組織委員会ですか、それとオンブズパーソン、2つの部会を設けてましたが、皆さんの総意で市と社会福祉協議会と協議した中で規則をつくったんです。規定を、一応。その中では、社会福祉協議会は何をやっているかということ、事務的なお手伝いをしましょうということだったんです。その後、当面は事務的なお手伝いをしましょう、将来我々は独立をするんだというのが大前提だったんです。

それで、大体6年たちました時点で、毎年勉強会やりながら、施設訪問やりながら、我々がオンブズの会の皆さんが大いに勉強しながら一人前になっていくんだというふうなことをやってきまして、たしか6年目に入り任期が3年ですから、委員の皆さんのそろそろ3期目に入り任期が満了すると10年目になるから。勉強のほうも十分にできたら独立する方向にいったらいかがですかというふうなお願いをしまして、第3期目、6年目からいよいよ目標をもってやろうじゃないか、こんなふうなことになって、昨年4月1日からNPOをとってやるようになった、こんな経過でございます。

ですから、社会福祉協議会としては、これからも今お手伝いできる場所とすると、これも金がかかりますから、オンブズの会といっても。できる範囲ではお手伝いをするし、局長からお話がありましたように、会議室等の便宜を図るとか、いろいろなできることはやっていきたいと思いますが、運営の中身については、設立の当初から介入しないというのが大原則でございますから、これはそういうふうなことは継続せざるを得ないだろうと思っております。

委員： 私は、オンブズの会がもう少し広報的なPR、そういうものが欠けているのではないかと、知らない方が多いです、このオンブズの会ということ自体。そういうことをちょっと感じました。

会長： オンブズの会については、審議会も公開ということになりましたので、事務局、社協、あるいは行政サイドからも、オンブズの会にもぜひ次回は審議会に参加していただいて、現状を直接お話していくそういったところで問題点も、また、より具体的に見えてくるんじゃないかと思います。今の広報の点も含めてですね。そんなところでよろしゅうございますか。

時間がちょっと来て、オーバーしてしまっただんですが、同じような話で9の地域福祉権利擁護事業の利用促進と16のサービス評価の実施と運用、ここを合わせてもうちょっと皆さんに頑張ってもらおうと、まとまりがあって区切りになるかな、と思うんですけども、どうでしょうか。これにて解散するか、もう2つ頑張ってくださいか。どうでしょうか。同じような項目の話ですので、よろしゅうございますか。

では、9と16、この2つあわせて事務局で御説明いただいて終わりにしたいと思いますので、もう少々頑張ってくださいということでお願いします。

事務局： それではナンバー9でございます。

委員から、前期進捗状況欄で東社協委託事業、契約件数44件（平成20年度）、増加傾向とある。潜在的ニーズが高いと予想される。しかし、審査委員会に付す前の手続に投入できる人材が不足して、潜在的ニーズに対応しきれない状況があると推測しており、人材体制の確保が喫緊の課題と考える。人材体制の確保を重点課題としてというような形の中で御質問いただいております。

私どものほうの回答という形ですが、潜在的ニーズは非常に高いと、認識してございます。契約件数につきましても、平成20年度末については50件というような形で増加しております。実際に地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどから日常生活に支障を来されている方の相談紹介等も多くなっております。

しかしながら、契約の締結や能力判定の審査委員会に至るまでの職員の体

制、今現状の中では専門委員2名を抱えておりますが、十分とはとても言えない状況です。さらに、その体制を維持するための委託費でさえ、これは東社協からの委託になっております。1.5人分のみで、不足する0.5人分は本会の自己財源のほうから賄っている状況です。

このような状況から財源支援を市担当者のほうへ相談いたしましたが、これは東京都の事業というか、国から来ておりまして、東京都を通して東社協のほうに行っているということでございますので、市側の負担は考えていないというような回答をいただいています。

都内の各社協についても、現場の声を東京都社会福祉協議会、東社協を経由して、ますます増大する需要にこたえるための委託料の増額を、国や東京都に要望していますが、都のほうとしては今のところですが、各自治体に負担を求める方針であるため話し合いが進まない状況になっています。

平成22年度以降につきましても、本会でも地域福祉活動計画後期の見直しを図って、その重点の一つとして考えてございますので、権利擁護を含む相談・支援事業についての体制を整理・強化する方針という形の中で動いております。

以上でございます。

会 長： 引き続きまして、16のサービス評価の実施と運用、福祉総務課で御回答いただけるそうですが・・・。

事務局： 委員からの御質問で、福祉サービスの提供に当たって、常にサービスの質の向上、あるいは水準の維持が欠かせない、自己評価はもちろん、第三者評価が公私立を問わず必要。従事者が正規から非常勤に移行傾向にあるとき、専門家による評価受審のための行政の支援が必要である。

回答といたしまして、現在第三者評価は都の地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助を受けて実施しています。補助率は2分の1ですが、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所は10分の10のため、それらに限って実施しているところです。

第三者の目から見た評価結果を広く利用者や事業者へ情報提供することにより、サービスの内容を利用者に可視化することは、行政が決定する措置制度から、利用者が主体的にサービスや事業者を選択する契約制度に変わった

現在、欠かせないものになっています。

また、事業者の質の競争を促し、サービスの質の向上にもつながっています。今後はそういう状況を踏まえ、課題の一つとしてとらえていきたいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。この2点についていかがですか。

委 員： 数か所の社協でヒアリングしているところですが、行きつくところは財源問題で、御苦勞されていることは十分承知しているつもりです。その点は、わかっているものの何とかならないかという御相談みたいところがあるんですけれども、財源的な負担というのは市のほうでは何とかならないものでしょうか。

また、人が足りないというのも現実のようなんですが、審査委員会にける前にいろいろな調査に入るんですけれども、全社協にもマニュアルあるようなんですけれども、マニュアルどおり真面目にやっているととてもとても回り切れないというのが現実で、それを解決するためには人を増やすしかない。人を増やすにはどうするかというと財源問題になる。厚労省の日常生活自立支援事業は、基本的には県社協が実施主体で、国が2分の1自治体が2分の1負担という、そこが非常にネックになっているような感じです。事業費の多くが人件費に消え、その人件費も足りないということなので、あとは自治体で何とか頑張ってもらうしかないのかなというところなんですけれども。

厚労省の2分の1補助から10分の10に変えてもらう等は我々財団の仕事なんですけれども、市にも頑張ってもらうしかないのですが、いかがでしょうか。

事務局： 我々のところも、人員不足もそうですし、予算面も非常に苦しいという状況なものですから、なかなか決められたところ以外の部分というものに予算を回すということが非常に厳しい状況なものですから。

委 員： 後は知恵を出すしかないということで、そこはまたいろいろ御相談させていただければと思っています。

会 長： 政權交代で地域主権と言われているわけだから、まず国がどういうふう

考えているかというところを見ていく。その上で東京都は、市は、社協はということになるかと思うので、もうちょっと様子を見ざるを得ないということなんですかね。それとも、東久留米市当局の中での事業仕分けで、ここの部分を膨らませて、ほかの部分をカットするとか、そういうような自治力といますか、そのあたりもあるかもしれませんですけども。これも新しい市長がこの点をどうお考えなのかというところにもあるかと思うんです。そういう意味では、3月議会の施政方針演説も我々も見守っていかなくてははいけませんし、いつ、新市長との懇談会の、場が設けられるかどうかわかりませんが、もし設けていただくのであれば、その場でもその辺は新市長としてどうなのかな、ということでの御意見をお伺いするという事はできるかと思えます。

いずれにしても、これは積み残しになりますけれども、そういうマクロ、ミクロの視点で様子を見ていくしかないということで、きょうはよろしいのかなと思うんです。

きょう、一言も御発言がなかった委員の方で、何か今までの全体、あるいは次回、きょうは18の事業のうち7つしか、9時過ぎても7つしか5年間の評価ができなかったんですけども、何か全体を通じても結構ですが、お気づきの点があれば御発言いただければと思います。

委員： これだけ多岐にわたる福祉政策をこの審議会で評価、あるいは具申をするというところが私は初めてだったものですから、非常に戸惑っているんですけども、言ったことが来年度にわたってでも実施の中に入ることがあれば、それこそ次の機会には発言させていただきたいと思えます。

会長： ありがとうございます。

それでは、きょうは、いずれにしても18の事業のうち7つまで何とか頑張ってくださいました。まだ半部以上残っているんですが、そういう意味で次第の3のその他のところでは、次回の日程になるかと思うんですが、事務局のほうでお願いします。

事務局： 会議室等の関係もございまして、会長の都合等もございまして、今予定が2月19日の金曜日、それから22日の月曜日、23日の火曜日、24日の水曜日は会場を押さえています。

会 長： 2月19日の金曜日、22日の月曜日、23日の火曜日、24日の水曜日、時間は夜7時から9時までということで、皆様の御都合はいかがでしょう。

委 員： 19日と22日に夜からの会議が入っており、23日と24日も入っているんですけども調整はつくので、もし可能であれば23日か24日にしていただければありがたいんです。

会 長： ほかの委員さんいかがですか。

委 員： 私は22日と24日がどうしても入っています。

会 長： それでは、2月23日御都合の悪い方見えますか。大丈夫ですか。

それでは、2月23日の火曜日の夜7時から9時でよろしゅうございますか。事務局のほう準備をお願いします。

それから、先ほど来お話がありましたけれども、新市長との意見交換の場がもし設けられればということで、それもあわせてお願いできればと思います。議会前だからお忙しいでしょうけれども。新市長と意見交換できる場がもし設定できれば、この日かまた別途でも構いませんけれども。

事務局： いずれは持ちたいと思っておりますが、まだ就任して間もないということと、3月議会が入りますので、それまでの間ではちょっと日程が厳しいかなと。新年度入ってしまうかと思うんですが、その前でうまくとれれば、調整させていただきたいと思っております。

会 長： 新市長との意見交換の場については、3月議会もありますので、その後で時間がとれればお願いしたいということで、よろしゅうございますか。

本日は、最初方法論をめぐって、質問のところだけ重点的にやれば多分9時で終わったと、思うんですけども、議事進行すみませんでした。

きょうはこれで終わりたいと思っております。遅くまで、御苦勞さまでした。ありがとうございました。